告　示

埼玉県告示第九百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　意見の概要

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）角上魚類草加店

埼玉県草加市松原四丁目七百九十番三の一部

ロ　大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1)　工事開始前には近隣住民へ騒音・振動に関する説明の実施に努め、工事期間中の工程内容等によって騒音・振動の発生する場合は、その都度説明の実施に努めてください。また、作業にあたっては低騒音、低振動、低排出ガスの建設機械等で行うなど、工事に伴い発生する公害の抑制に努めてください。なお、特定建設作業（杭打作業・整地作業他）を行う場合は、作業開始日七日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。

(2)　騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機等）を設置する場合は設置三十日前までに届出をしてください。

(3)　空調機の室外機等を設置する際には、近隣からの騒音の苦情が出ないよう、設置位置や排気口の向きに配慮してください。

(4)　当該建築物の建築に起因するテレビ等の受信障害は、開発者の責任において障害解消対策を実施するものとし、電波障害の苦情が出た場合、速やかに対応してください。

(5)　埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）

(6)　倉庫の場合は倉庫確約書を提出してください。なお、定格出力の合計が二・二五キロワット以上の原動機を用いて作業を行う場合は、草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく特定工場の設置許可申請を工事着工六十日前までに行ってください。

(7)　草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく規制基準を遵守してください。

⑻　本届出地に接する国道四号やその周辺の市道では慢性的な渋滞が発生しており、更なる渋滞悪化や、その他の周辺道路においても渋滞を避ける抜け道としての利用による周辺環境の悪化などが懸念されるところです。

つきましては、店舗立地後においても渋滞等、店舗立地に伴う課題が発生した場合は、引き続きその課題解決に向けて本市との協議を継続していただくよう要望します。

二　縦覧期間

令和五年九月一日から令和五年十月一日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター